秋選管告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の 取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成27年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

資金管理団体の			り	公職の種類	取	り	消	し	た	資	金	管 ヨ	里	寸	体	
取》	取消しの届出を															届出年月日
しか	した者の氏名				名		称	主た	. る 事	務所	のす	所 在 地	代	表 者	氏名	
富	樫	博	之	衆議院議員	樫の会	, i		秋田ī	市仁井田	新田三	丁目	13-20	富	樫	博 之	平成27年9月16日